

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	医療に係る消費税の課税のあり方の検討		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第 7 条第一号トの規定等を踏まえ、医療に係る消費税の課税のあり方について、引き続き検討する。		
	（消費税法第 6 条、消費税法施行令第 14 条）		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	国民に必要な医療・介護を提供するという高い公共性を有している医療機関等や介護サービス提供事業者等が、安定した経営を確保すること。		
	(2) 施策の必要性		
	社会保険診療や介護保険サービスは国民に必要な医療・介護を提供するという高度の公共性を有するものであることから、社会保険診療や介護保険サービスに係る消費税は現在非課税とされている。一方、医療機関や保険薬局、介護サービス提供事業者の医療機器等の仕入れに係る消費税については課税扱いであるため、社会保険診療報酬や介護報酬において消費税分を上乗せすることで医療機関等に負担のないよう措置してきた。		
	しかしながら、一部の医療機関からは、社会保険診療報酬や介護報酬の消費税分の上乗せ幅は十分ではなく、仕入れに要した分の消費税の一部が還付されない（いわゆる損税）状態になっているとの指摘がある。		
	このため、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律において、医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担は別途手当ですることとされた。		
	また、これに加え、法律の中では、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討することとされており、今後、議論していくことが必要である。		
	＜社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（抜粋）＞		
	第 7 条第一号ト		
	医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとし、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検証を行う場を設けることとするとともに、医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康 づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備 すること 施策目標Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提 供できる体制を整備すること
		政 策 の 達 成 目 標	医療・介護の公共性に配慮した消費税の適切な負担
		租税特別措 置の適用又 は延長期間	—
		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
		政策目標の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	—
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	現行は社会保険診療報酬で対応
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行 うための消費税法の一部を改正する等の法律第7条第一号トで 「医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討 する」とされている。 したがって、社会保険診療に係る消費税に関する仕組みや医 療機関等における負担のあり方等についても引き続き検討する ことが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 9、20、21、22、23、24 年度要望